

Biz-school



第三種郵便物認可
ビジネスセミナー特許問題の報道ならびに
企業の知的財産法の関心が高まっている。ただ
同時に、極めて多くの誤解も生まれている。誤解
の多くは、知的財産がなぜ法律によって守られる
のかという法原理が無視されていることや誤解さ
れていたりする原因があることが多い。

(的場特許事務所
弁理士
的場成夫)

知的財産法の原理 自由主義の必然的ルール

知的資産戦略 ①

ビジネスセミナー特許問題の報道ならびに
企業の知的財産法の関心が高まっている。ただ
同時に、極めて多くの誤解も生まれている。誤解
の多くは、知的財産がなぜ法律によって守られる
のかという法原理が無視されていることや誤解さ
れていたりする原因があることが多い。

そこで、まず、知的財産法の法原理を簡単に説
明してみたい。法原理を理解すれば、知的財産に
対する「勘」が働くようになるとともに、自社の
戦略を「これからどうしなければならないか」を
考えるヒントになると思われるからだ。

知的財産法といふのは、自由競争をすれば、価
格が安い品質は高い商品やサービスが誕生する方
に向かうという自由主義経済社会の中で必然的
に生まれた制度といえる。品質を高めたり、新し
い商品を生み出すには、研究開発費をかけなけれ
ばならない。研究開発費をかけた商品を販売する
場合、価格に研究開発費相当分を回収したいと思うの
が企業である。ところが、その商品をまねく会
社は、開発費がないだけ安売りすることができる
ため、開発費がない会社を野放しにすれば、開発費
をかけた会社が価格競争で負けてしまう。すると
どの会社が価格競争を負けてしまう。すると
開発されなくなり、社会の停滞を引き起しかね
ない。

▼本質はリスク回避

そこで、自由競争を不適に制限するなど、
研究開発費を回収できないために、所定期
間の独占的な製造・販売の権利を設定するという
特許法が誕生した。なお、大まかに言えば、持
つてある「研究開発費」を「宣伝広告費」と交換えた
のが、商標法の立法趣旨である。「デザイン料」
と置き換えたのが、意匠法の立法趣旨である。「ま
ねをする」という行為は自由主義経済社会において
はいけない行為なのだ」といふことが、知的財
産法の「研究開発費」を「宣伝広告費」と交換えた
ところである。つまり、特許における独
占権というものがその国のためにならない、と考
えられる場合とは特許の対象から除外することもある。
例えれば、医療行為は独占的対象とするものでは
あるが、一般的のあらゆる医療行為を独占的対象と
してはならない理由で特許の対象から除外してしまう。た
ゞかるあるか、プログラム製作会社において、まね
ばかりが横行し、新しいプログラムが作成されな
くなったり、ハイテク一業界が発展しなくな
るおそれがある。

そこで、先進国ではコンピュータープログラ
ムについては、所定条件つまり特許の対象とする
性質は、各国の政策で微妙に異なる。プロ
パティート政策の下で、条件を緩めた結果、米国
を筆頭に誕生したのが「ビジネスモデル特許」だ
と考えてみると、おおむね誤解がない。

▼国ごとに異なる所定条件

コンピュータープログラムは計算方法の種類等
の一般的なもの。しかし、計算方法だから
うとうら理由で特許の対象から除外してしまう。た
ゞかるあるか、プログラム製作会社において、まね
ばかりが横行し、新しいプログラムが作成されな
くなったり、ハイテク一業界が発展しなくな
るおそれがある。

そこで、先進国ではコンピュータープログラ
ムについては、所定条件つまり特許の対象とする
性質は、各国の政策で微妙に異なる。プロ
パティート政策の下で、条件を緩めた結果、米国
を筆頭に誕生したのが「ビジネスモデル特許」だ
と考えてみると、おおむね誤解がない。

知的資産戦略 ②

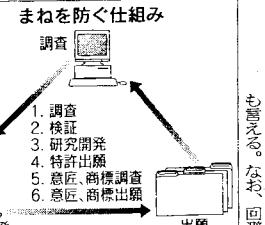
「まね」をした製品を生産・販売してはいけな
い理由は、先行者が研究開発の投資を回収するた
めである。言い方を変えれば、他人の投資分にた
だ乗りしてはいけないということだ。ただ、「ま
ね」をしたわけではなく、独自に研究した結果と
して似てしまたとしても許されないのが特許権
である。特許法は、「早い勝ち」をルールとして
一番の者だけに独占権を与えて、競争を刺激す
る仕組みを採用しているためだ。

▼米国除き先願主義

米国を除く世界中の国では、同じ技術について
は、最早に出願した者に特許を付与しているが
「独自に開発した」という抗弁は許されない
のが原則である。独自開発ある旨の抗弁を許
してしまえば、特許が有名無実化してしまうからだ。
換算すれば、技術開発競争の中では、独自開
発したのなら「なぜ特許出願をしなかったのか」が
問われる。したがって、何を始めたにもかか
わらず、いかがな調査、確認してから取
組むことが肝要である。

まねを防ぐには まず調査 そして出願

▼他社特許の回避を



調査の結果、先行している特許出願あるいは特
許が存在する場合には、その技術を回避するのが
無難な「知的資産戦略」の觀点からみると、他社の
特許技術を回避する(リバースエンジニアリング)そ
の特許調査は、日本特許出願のホームページの中
にある「情報収集」を使えば無料で行える。調
査の手法、調査結果の検証法などは専門性があ
るので、自便ながら、専門家、弁理士または弁
護士に依頼するのも有力な選択肢である。

調査の結果、取り組むことあるいは既に取り組
んでいる技術について、先行特許が存在しなかつ
た場合には、その技術には特許取得の可能性があ
はないから特許出願をすべきである。「大した技術で
はないから特許出願なんて必要がない」と考える
のは、はたいていの場合誤りである。偶然、同じ技術
を考えた競業他社が出願してしまった可能性がある
からだ。

Biz-school

第三種郵便物認可
的場特許事務所
弁理士
的場成夫

有限会社 夢屋
的場特許事務所
代表取締役
弁理士
的場成夫

〒220-0006 横浜市西区南幸2-12-6
ストリートビル503号
TEL 040-5117-6646 FAX 040-5117-6646

Biz-school

感覚を磨く 特許教育と意識改革が重要

「これからやうのとしない」とが他社の知的財産を侵害する事にならないか」「明日の打ち合わせで競合に対してプレゼンテーションしようとする」などの中に特許出願をしておくべき」とは「ないのが」といった「知的財産感覚」を、研究者商品開発担当者、営業担当者、など、全社員に身につけてもらう。こういった社会内教育の徹底が、企業における知的財産の管理および戦略においては極めて重要である。

顧客会社へ営業担当者が提案したビジネス

理解があれば、提案する前に特許出願することが可能だったかもしれない。一方、顧客と共に特許出願されてしまうことは、最悪の場合、自社ではその商品のコピーバイドに導いた事業が行き詰るかもしれない。そのため、研究者がもつた感覚を持つていなければ、競争他社は直似された改良品が回流ってしまうことになる。そのまま自社が以前の商品よりも技術的に優れているのなら、特許出願すべき場合もある。

しかし、研究者がもつた感覚を持つていなければ、競争他社は直似された改良品が回流ってしまうことになる。そのまま自社が以前の商品よりも技術的に優れていたとしても、「金を掛けても即効性がないから」という気持ちが、完全的に残る可能性がある。

▼管理職の認識不足

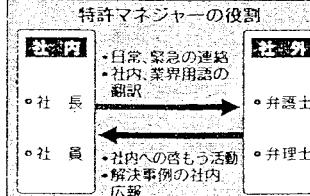
ただ、現在の若い社員には、知的財産の重要性ということが、まだ理解していない層は多いようだ。また、世の中ビジネスモデル特許アーチームのお陰か、社長の意識改革も以前よりは進んでいる。しかし、それでうまくいかないケースが多い。「部門長・中間管理職」の不理解があること多い。

若い営業マンが、顧客へのプレゼンテーション書類を前に、「これは特許出願してから発表しましょう」と営業部長に進言したところ、「そんなの後回しだ。今からでもお詫びのタイミングが付すまい」と却下され、特許出願のタイミングを逃す例は、よく聞く。

特許教育および意識改革に乗りき力を入れ、業務フロー・マニアルの中に知的財産のチェック項目を入れることを検討すべきである。中間管理職が多い会社では、守らなかつた場合はペナルティがかかるといった厳罰が求められる。

（的場特許事務所　井理士　的場成夫）

Biz-school



組織の体魄

重要な特許マネジャー

社内教育が進んだ段階で、必要になるのが知的財産関係の業務を統括する事務局（特許マネジメント）である。既に設置している会社では、知的財産部門などと呼ばれている。以前は多かった専門部門の補助的な位置づけにある会社が多かったようだが、知的財産を重要視する会社では、社長室に近い中核部門的な位置づけに変更している。中小企業では、総務部の一部が、技術部の管理部門などとして位置づけられることが多い。

社内の特許教育による啓もう活動

啓もうされた社員にとって、今やっていることや、これからやろうとしていることが知識的財産権の見地から問題があるのかどうかという判断が業務の第一歩である。「特許調査・特許出願や商標出願の必要があるのではないか」といった疑問に對して、素直に返答してくれる部署が業務効率の面からいっても必要である。その質問窓口の担当者が「特許マネジャー」である。

特許マネジャーは、自分自身の知識的財産権に関する知識や問題解決能力を高めると同時に、社員に対する教育啓発も、並理士や弁護士などの社外専門家との連絡・社内予算確保・社長との連絡などが主な仕事となる。多面向に業務をこなす必要があるのでフットワークが重要な資質といえる。他社の特許調査・商標調査の手法を身につけると共に特許や商標についての「調査」を習慣づけていくことが求められる。

翻訳	
・井辯士	特許マネジャーでは処理できない事例は、社外の専門家による。しかし、社外の専門家は、社内用語や業界用語で、専門家との連絡が重要な仕事である。
・社員	社内の細かい事柄にはまでは入らないことが多い。そこで、専門家は、社内へ活動的な例を示す。
・社内へ活動的な例を示す	また、社外専門家による庄内への事項、情報共有化することが、社内へウハウハウを蓄積する」といふのがからである。
・社内へ活動的な例を示す	専門家の力を借りて事例を報じる機会も求められる。社外専門家の力を借りて事例を
・社内へ活動的な例を示す	事例およびその処理経験を社内へ広報し、会社全体が学習することができるが、それができなかつても過言ではない。
・社内へ活動的な例を示す	実は、この社内へウハウも、重要な知識である。これを蓄積し、会社全体が成長ができるかどうかがかかるといつても過言ではない。
・社内へ活動的な例を示す	突然の呼び出しや事態解決に即応できるタイプが求められる。
▼緊急時の即応が重要	緊急時の即応についての理解が高まつくると、「緊急事態」が発生しやすくなる。特許の商標の調査あるいは出願を緊急に行わなければならぬ、とのことで安心してしまう会社が多いようだが、單に間に合わないだけではなく、対応が後手に回るケースが少なくない。緊急事態を抱い上げ、顧問持合マネジャーが判断する事態が増えるかうであらしたがって、社外専門家を確保する場合には、こういったことが、特許マネジャーに求められる
重要事項	■

Biz-school

所有権の在りか

会社員でも個人に帰属

失的資產單冊

ある社員が、会社の業務に觸れたる発明をして販売した。その発明は誰のものになるのか。結果からいふと、社員個人に所有権が発生する。民法の雇用の原則からいへば、社員が生みだした発明は会社が生みだしたものとなるか、社員は個人的資質で貢献したのが大きいか。民法の原則に従つては社員が故意も失敗もあってそれがあるという趣旨で、日本の特許法では明者のものとしている。これを職務発明と解説している。

卷之三

したがって、会員の各種特許出願するには、その社員と会員との間で譲渡契約を交わす必要がある。更に、特許法では、譲渡契約を交わす際に給付以外の金銭をまつよつて定められており、この発明権譲渡の金銭の支払いは、発明結果金制度と呼ばれている。

発明報奨金制度は、中小ベンチャー企業が成長するための有効な道筋になると考えられる。社員の発明意欲を高め、優秀な人材を確保し、足りるための機能である。

なお、発明した社員は会社への譲渡に応じず、特許出願の場合は、会社は無償で社員の特許よい。ただし、他の場合においては、会社と社員を使えるように特許料金を支払う。社員との会社のバランスを保っている。また、会社が優先的に譲渡を受けられる。予約審査、という契約を締めが社員に要請されることがある。「発明者が対して発明する環境や資金を整えたのは会社であるから、会社も発明の権利を譲融してもらいたい」という考え方方が基本にあるからだ。

▼財産権に目覚めた個人

從来は、社員が自らの発明権(特許出願権)とは稀(まれ)だった。「発明報奨金制度の出願賞用のほうが高額」「社内手続までが面倒」「社員も結構高い難解な特許制度を知らないから」ためだ。中小企業では最後の理由がほとんどであつた。

しかし最近では、セービス業などの特許出願の経験のない会社の社員が、自分の名義で自腹を切って出願するケースが出てきた。よくあるのは会社への譲渡権を申し入れたが、社内に出願制度がないために算明者が登録しないまま、手続きを行わざるまま自己で出願するケース。また、いわゆる「算明を完成させたい」としてそれを会社を説いて独立しようとし、離職となるもある。後者の場合では、その他の社員が会社から手渡された職務権とは無関係で算明であることが多い。「会社が譲渡を続けてセービスがない」というケースもあるようだ。会社は勤務する社員が自由に特許出願するケースが増えてきたのは、起業ブーム、ビジネスモチベーションなどによる知的財産権への関心が高まったことが影響しているようだ。

社員の明発報酬を回させ、傍落す人の材を確保・定着させるため、明発報酬金制度は拡充される傾向にある。例えば、会社への説教時だけでなく、特許成立時点や事業化、商品化した場合の業績への貢献度に応じた特許差賛報酬金の支払いを制度化したり、報酬金の一環を引き上げる会社が増えている。

米国ベンチャーキャピトにおけるインセンティブ（動機付け）向上の手法として「ストックオプション」が注目を集めているが、ストックオプションによる簡単導入でできる優れた手法ではないだろうか。

情報技術（IT）革命が進む中、事業スタイルを変更する、あるいは変更するを得ない企業もあること。その中で、職務明示制度や明発報酬金制度は、人事スタイルの革新を推進するための社内イニシアチブとして、極めて重要なあるといふ」とを説いていただきたいた。